

改正履歴

平成27年6月30日公布(公布の日から施行)

○制定・改廃及び趣旨

平成23年の地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務が撤廃されましたが、市では、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後も総合計画を策定することとし、総合計画条例を制定します。

このことにより、議会基本条例に規定する議会の議決事件について、所要の改正を行うものです。

○改正内容

議会基本条例に規定する議会の議決事件を次のように改正します。〈第13条関係〉

- (1) 総合計画のうち、基本構想の変更及び廃止の議決については総合計画条例で定めるため、議会基本条例に定める議決事件から削除します。
- (2) 総合計画のうち、基本計画の策定、変更及び廃止についてはこれまでと同様に、議会基本条例に規定する議会の議決事件とし、基本計画の引用法令を総合計画条例に改めます。

新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、<u>亀山市総合計画条例</u> <u>(平成27年亀山市条例第24号)第2条第3号に規定する基本計画の策定、</u> <u>変更(軽微なものを除く。)</u>又は<u>廃止</u>とする。</p> | <p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の</u> <u>法第2条第4項に規定する基本構想(以下「基本構想」の変更(軽微なものを</u> <u>除く。)</u>又は<u>廃止</u></p> <p><u>(2) 基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)</u>又は<u>廃止</u></p> |